

情報本部に勤務する隊員の勤務時間及び休暇に関する達を次のように定める。

平成18年7月28日

情報本部長 陸将 椋木 功

改正 平成21年3月30日情報本部達第15号
改正 平成22年3月26日情報本部達第5号
改正 平成24年3月26日情報本部達第3号
改正 平成28年3月29日情報本部達第5号
改正 令和4年7月19日情報本部達第189号
改正 令和4年7月27日情報本部達第10号
全部改正 令和6年4月1日情報本部達第636号

情報本部に勤務する隊員の勤務時間及び休暇に関する達

情報本部に勤務する隊員の勤務時間及び休暇に関する達（平成18年情報本部達第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。）、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）、隊員の勤務時間の運用について（通知）（人1第2476号。4.4.21）及び隊員の休暇簿について（通知）（人1第2730号。61.5.21）、早出遅出勤務等の運用について（通知）（人1第6311号。18.6.30）に基づき、情報本部に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（事務官等の勤務時間管理）

第2条 情報本部に勤務する事務官等の勤務時間の割振りは、その者が勤務する部及び通信所における自衛官の日課の例によるものとする。

2 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第44条第2項及び第3項に規定する再任用短時間勤務隊員の勤務時間及び休養日については、別に定める。

（交替制勤務者の勤務時間管理）

第3条 自衛官訓令第9条に規定する通常の日課によらないで別に日課を定めて勤務させる自衛官（以下「交替制勤務者」という。）の勤務時間は、1週間当たり38時間

45分とし、部長及び通信所長（以下「部長等」という。）が個人の勤務の実態が明らかになるものをもって定めるものとする。

- 2 交替制勤務を命ずる部長等は、交替制勤務の態様及び内容に応じて休養日及び勤務時間の割振りを定めることができる。この場合においては、4週間ごとの期間について休養日及び勤務時間の割振りを定め、当該期間内に8日の休養日を設けなければならない。
- 3 交替制勤務を命ずる部長等は、交替制勤務のうち、その職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情により、休養日及び勤務時間の割振りと4週間ごとの期間について定めること、又は休養日を4週間につき8日とすることが困難であると認められる者については、休養日が毎4週間につき4日以上となるようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、情報本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て、52週間を超えない範囲内で定める期間毎に休養日及び勤務時間の割振りについて、個人の勤務の実態が明らかになるものをもって定めることができる。

（休暇承認権者）

第4条 休暇承認権者は、次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ右欄に掲げるものとする。

本 部	副本部長、情報官、情報保全官、部長		本部長
	副部長、課長、監査・監察官、分析主幹、上席分析官		部 長
	課員		課 長
	監査・監察官付		監査・監察官
通 信 所	所長		本部長
	副所長		所 長
	小舟渡	所 員	
	東千歳、大井、美保、太刀洗、喜界島	課 員	課 長

- 2 休暇承認権者が事故その他の理由により欠けた場合には、その者に代理者があるときはその代理者が、代理者がないときはその休暇承認権者の直近の上司又はその上司が指名した者が、それぞれ休暇承認権者に代わって休暇の承認を行うものとする。

（休暇の請求手続等）

第5条 休暇の請求及び記入要領等については、隊員の勤務時間の運用について（通知）（人1第2476号。4.4.21）及び隊員の休暇簿について（通知）（人1第2730号。61.5.21）に定めるところによる。ただし、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第51条の規定により営舎内居住すべき隊員の休暇の請求は、別紙様式第1を使用することができる。

また、休暇承認権者と所在地を異にしている場合にあつては、別紙様式第1又は電話、電報その他の方法により休暇を請求することができる。

- 2 自衛官訓令第17条に規定する休暇証の様式は、別紙様式第2のとおりである。

(非常勤の隊員の休暇の承認権者等)

第6条 事務官等訓令第8条第1項に規定する指定部課長は、第4条第1項に規定する休暇承認権者とする。

附 則

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。